

平成19年5月

にいがた食の安全インフォメーション事業について

新潟県福祉保健部生活衛生課

国内でのBSEの発生以降、食の安全に関する県民の関心は非常に高くなっています。平成18年度に実施した県民アンケートの結果によると、消費者はスーパー等の店頭での食の安全情報の提供を希望しています。

食の安全・安心の推進のためには、正しい情報を迅速に消費者に伝える必要があり、消費者の希望でもあるスーパーなどでの情報提供が効果的と考え、「にいがた食の安全インフォメーション事業」を始めることとしました。

制度概要

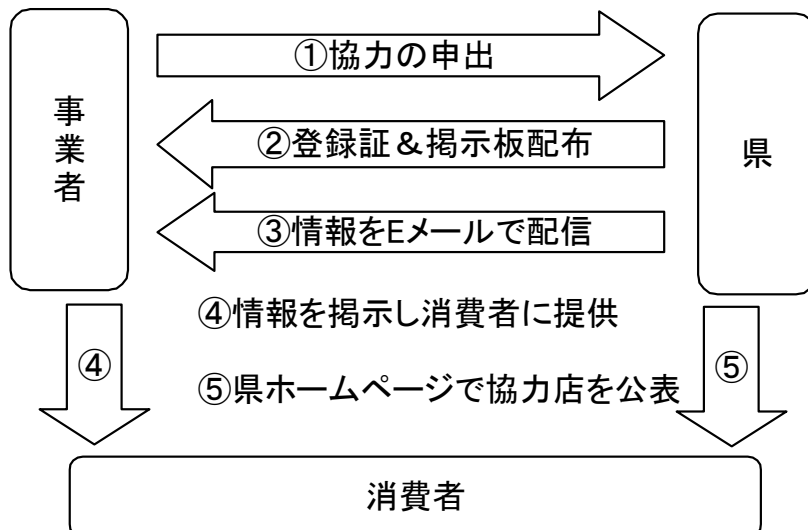
- ① 食品販売業者等が県に協力店の登録を申出
- ② 県は申出内容を確認の上、協力店として登録し、登録証と「にいがた食の安全インフォメーション」掲示板を送付
- ③ 県は掲示板に掲載する情報を協力店にEメールで配信（月に1回から2回の頻度、緊急の情報提供が必要な際も活用する。データはPdf形式で、カラーA4版2ページ分の予定。）
- ④ 協力店は配信された情報をカラープリンタで印刷し掲示板に掲載し、消費者に情報提供を行う
- ⑤ 県は協力店をホームページで公表する

* 掲示板は特殊な紙（情報の貼り替えに耐える材質）でできたB2版で、A4版2枚分の情報掲示スペースがある。

* 平成19年度は、当面100店舗の登録を目標としている。

* 配信を予定している内容（例示）

「消費期限と賞味期限」「食品表示のルール」「食品添加物の安全性」「農薬の安全確認の方法」「残留農薬検査の結果」「焼き肉やバーベキューでの注意ポイント」「毒きのこ食中毒に注意」「遺伝子組み換え農産物の安全性」「輸入食品の検査制度」など



にいがた食の安全インフォメーション事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の食の安全に関する理解を深め、食の安全・安心を推進するため、県民に身近な食品販売業者等（以下「事業者」という。）との協力により、消費者に対し食の安全・安心に関する適切な情報を迅速に提供できる体制を整備することを目的とする。

なお、本事業は「にいがた食の安全・安心条例」第15条第1項に基づく県から消費者への情報提供の一環として行う。

(体制及び事業)

第2条 県は、食の安全・安心に関する情報を提供する事業者の施設を「にいがた食の安全インフォメーション事業協力店」として登録するものとする。

2 登録を受けた事業者の施設（以下「登録施設」という。）は、県から電子データ等で送信される情報を店頭に掲示することにより県民に対し情報を提供するものとする。

3 登録施設は、県から送信された情報を迅速に掲示するものとする。

(登録手続)

第3条 にいがた食の安全インフォメーション事業の趣旨に賛同し、県民への情報提供に協力しようとする事業者は、にいがた食の安全インフォメーション事業協力店登録申出書（様式第1号）を県に提出するものとする。

2 県は、申出書の提出があった場合、次条に定める登録要件を確認し、にいがた食の安全インフォメーション事業協力店登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(登録要件等)

第4条 申出書を提出しようとする事業者は、次に定める要件を遵守するものとする。

- (1)当該事業で県から提供を受けた情報はすべて掲示すること
- (2)正しい食品表示に努めること
- (3)事業者の施設は、衛生管理状態が良好な施設であること

(取消)

第5条 県は、前条の規定に著しく反する行為を認めた場合、登録を取り消すことができる。

(登録証の再交付)

第5条の2 登録を受けた事業者は、登録証を汚損し、破損し又は紛失したときは、にいがた食の安全インフォメーション事業協力店登録証再交付申出書（様式第3号）を県に提出し、登録証の再交付を受けることができる。

(広報等)

第6条 県は登録施設の名称及び氏名（法人においては、法人名。団体においては団体名）を公表するものとする。

(所掌事務)

第7条 この要綱に基づく事務は、福祉保健部生活衛生課で所掌する。

附則 この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

この要綱は、令和6年2月20日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

(法人の場合は名称及び代表者名)

にいがた食の安全インフォメーション事業協力店登録申出書

私は、食の安全・安心を推進するため、下記のことを積極的に取り組むとともに、にいがた食の安全インフォメーション事業の趣旨に賛同し、登録店となることを申し出ます。

記

1. 店舗の所在地

2. 店舗の名称
及び電話番号

3. 情報の收受アドレス E-mail _____

◎情報を本部等で一括して受け取る場合
受取先の住所及び名称：

E-mail _____

食品を取り扱う者として責任とモラルを自覚し、以下のことを取組みます。

- | |
|--|
| <p>(1) 当該事業で県から提供を受けた情報はすべて掲示します。</p> <p>(2) 正しい食品表示に努めます。</p> <p>(3) 食品を取扱う施設・設備の衛生確保に努めます。</p> |
|--|

※ 同一の事業者が複数店舗について登録を申し出る場合は、別紙を添付すること

(様式第2号)

にいがた食の安全 インフォメーション

事業協力店登録証

(協力事業者名) 様

(協 力 店 名) を「にいがた
食の安全インフォメーション事業」協力店とし
て登録します。



新潟県

年 月 日

新潟県知事

(様式第3号)

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

(法人の場合は名称及び代表者名)

にいがた食の安全インフォメーション事業協力店登録証再交付申出書

にいがた食の安全インフォメーション事業協力店登録証を汚損、破損又は紛失したので、にいがた食の安全インフォメーション事業実施要綱第5条の2の規定に基づき、下記のとおり再交付を希望します。

記

1. 再交付の理由 (該当するものに○をつけてください)

汚損 ・ 破損 ・ 紛失 ・ その他 ()

2. 再交付を希望する店舗の情報

店 舗 の 住 所 :

店 舗 の 名 称 :

店舗の電話番号 :

※ 同一の事業者が複数の店舗について再交付を希望する場合は、別紙を添付すること

「にいがた食の安全インフォメーション事業」協力店の登録に係る事務処理要領

（登録手続）

- 1 登録を受けようとする事業者は、にいがた食の安全インフォメーション事業登録届出書（様式第1号）を新潟県福祉保健部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）に提出する。
- 2 生活衛生課は、登録要件を確認の上、事業者の店舗を登録し、にいがた食の安全インフォメーション事業協力店登録証を交付する。

（登録要件）

- 1 登録施設は、にいがた食の安全インフォメーション事業実施要綱第1条に定める趣旨に賛同し、情報の提供を積極的に推進する施設であること。
- 2 登録施設は、衛生管理状態が良好であること。
※ 衛生管理状態が良好なものとは、直近の食品衛生監視時の指導事項を遵守していることとする。（保健所の指導に基づき施設改善等に取り組んでいるものを含む。）

（業務）

- 1 生活衛生課は、登録施設の名称及び氏名（法人においては法人名。団体においては団体名。）を県ホームページに掲載し公表する。
- 2 生活衛生課は、食品の安全性に関する情報を電子メール等により、登録事業者に提供する。
- 3 生活衛生課は、提供した情報を県ホームページに掲載する。
- 4 登録施設を所管する保健所は、施設を定期的に監視し、登録要件に合致していないと判断した場合には生活衛生課に報告すること。